

結城市農業委員会会長交際費の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、政治倫理の確立を目指し、クリーンで開かれた農業行政を推進するため、結城市ホームページによる農業委員会会長交際費の支出に係る情報の公表（以下「農業委員会会長交際費の公表」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(農業委員会会長交際費の公表の内容)

第2条 農業委員会は、毎月次の各号に定める事項について、公表しなければならない。

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 支出の日 | 農業委員会会長交際費を支出した日 |
| (2) 支出区分 | 農業委員会会長交際費支出基準に基づく区分 |
| (3) 支出金額 | 支出した農業委員会会長交際費の額 |
| (4) 支出内訳 | 支出した農業委員会会長交際費の内容 |

(農業委員会会長交際費の公表の時期)

第3条 農業委員会会長交際費の公表は、支出した農業委員会会長交際費について、翌月の末日までに結城市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 農業委員会会長交際費の公表に当たっては、結城市個人情報保護条例（平成17年結城市条例第3号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

付 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領による農業委員会会長交際費の公表は、平成23年4月支出分からとする。